



平成 21 年 10 月 27 日

各 位

会 社 名 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社
代表者名 執行役社長 小 野 功
(コード番号 9694 東証第 1 部)
問合せ先 CSR本部 広報・宣伝部長 竹 橋 徹
電話番号 03-5780-2013

臨時株主総会及び普通株主による 種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日（平成 21 年 10 月 27 日）開催の当社取締役会において、平成 21 年 12 月 25 日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。）招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株主総会招集のための基準日の設定について

当社は、平成 21 年 12 月 25 日開催予定の本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 21 年 11 月 13 日（金曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることを決議し、下記のとおり当該基準日に関する公告をすることといたしましたのでお知らせいたします。

- (1) 基準日 平成 21 年 11 月 13 日（金曜日）
- (2) 公告日 平成 21 年 10 月 29 日（木曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://hitachisoft.jp/Finance/Koukoku/index.html>

2. 本株主総会の日程・付議議案等について

当社の平成 21 年 7 月 28 日付プレスリリース（「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」）においてお知らせしましたとおり、当社は、本臨時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下、同じ。）を付す旨の定款変更をすること、並びに③会社法第 171 条第 1 項に基づき、当社が上記①及び②による変更後の定款により全部取得条項が付された当社普通株式（自己株式を除きます。）の全部の取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付すること等の議案を付議する予定です。本臨時株主総会において上記①の定款変更議案が決議されますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②の定款変更については、本臨時株主総会の決議のほか、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により本種類株主総会の決議が必要となります。そのため、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

なお、本株主総会の付議議案の詳細等につきましては、本日当社発表の「定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」を参照下さい。

以 上